***日本貿易保険は、経済産業省所管の独立行政法人です。***

***（私どもがお引き受けする保険には、日本政府の再保険が付いています。）***



***Intellectual Property Rights Insurance***

*知的財産権等ライセンス保険（知財保険）*

　２１世紀はリスク・コントロールの時代です。

　私ども日本貿易保険は、経済産業省所管の独立行政法人として、皆様の国際取引にかかるお取引を多方面からサポートさせていただいております。この度、皆様の知的財産権をはじめとした国際ライセンスビジネスの一助となります「知的財産権等ライセンス保険」を開発いたしました。

　知的財産権等ライセンス保険（以下、知財保険）は、充実した補償内容で、海外に特許・ノウハウ・著作権等を提供なさっている皆様のお取引をサポートいたします。

**１．　安 心 の 補 償**

　海外との取引は、様々なリスクにさらされています。また国際経済における構造変化の中で、国際ライセンスビジネスの占める比重と役割は、年々飛躍的に拡大しております。

　ここでご紹介します知財保険は、「戦争をはじめとする非常危険」や「バイヤー企業の倒産など信用危険」による、「知的財産権のライセンス契約に係るロイヤリティーなどの回収不能による損失」を、広範囲にわたり補償する保険です。

相手方企業の破産・支払遅延

為替取引の途絶、送金停止

入金無し

0-

Ａ会社

US$50000

Ａ会社

000

$50

US

振込口座

US$50000

Ａ会社

Ａ会社

支払期限が来ても相手方企業がﾛｲﾔﾘﾃｨ-を払ってくれない

特許･ﾉｳﾊｳを提供している企業が破産してﾛｲﾔﾘﾃｨ-を支払ってくれない

相手国の為替制限により、日本へのﾛｲﾔﾘﾃｨｰ送金が停止させられた

# 独立行政法人日本貿易保険

**２．　保険でてん補されるリスク**

**＊非常危険**

　特許・ﾉｳﾊｳ等を提供した場合において、仕向国における戦争等または仕向国の外貨不足等の事情等の以下の事由により、その対価を回収することが出来なくなったために受ける損失をカバーいたします。

1. 外国において実施される為替取引の制限または禁止
2. 仕向国において実施される輸入の制限または禁止
3. 外国における戦争、革命または内乱による為替取引の途絶
4. 仕向国における戦争、革命または内乱によりその国に輸入することができないこと
5. 本邦外において生じた事由による仕向国への輸送の途絶
6. 政府間合意に基づく債務繰延べ協定または支払国に起因する外貨送金遅延
7. 上に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由（保険契約締結の当時取得することを必要とした輸入許可または為替の割当を取得できないこと及び保険契約締結の当時取得していた輸入許可の効力に附せられていた条件または期限により輸入許可が効力を失ったことを除く。）であって、輸出契約等の当事者の責めに帰することができないもの

**＊信用危険**

　特許・ﾉｳﾊｳ等を提供した場合において、相手方の破産や債務不履行

　といった以下の事由により、その対価を回収することができなくなく

　なったために受ける損失をカバーいたします。

　①輸出契約等の相手方の破産（破産の事実が外国の公的機関により明らかにされ、

　　かつ、在外の日本の公的機関により確認された場合に限る。）

　②輸出契約等の相手方の３月以上の債務の履行遅滞（お客様の責めに帰することが

　　できないものに限る。）

**３．　知的財産保険の特徴**

* 保険対象となる期間は原則５年間です。

（更新につきましては期間満了時にご相談ください）

* 保険金の支払限度額を設定させていただきます。

○　既に締結されている知的財産権に係るライセンス契約も対象とします。

**保険金額と保険期間について**

**支払限度額を設定して、期毎のユーザンスの代金回収リスクをてん補します。**

**《事例》**

**半期に１度支払われるロイヤリティーが１億円と想定される場合は、１０億円（＝１億円×２回×５年）が保険価額、これに付保率（９０％）をかけた９億円が保険金額となり、９千万円の支払限度額を設定することになります。（１保険契約の保険金支払いは最大９千万円まで）**

**また、半期毎の対価の確認日から決済までが保険期間となります。**

　**ﾛｲﾔﾘﾃｨ契約成立**

 　　期末 　　　期末

 　　　 保険期間 　　　　保険期間

 **保険契約成立** 対価確認 　　決済期限　　　　対価確認 決済期限

　　　　　　　　　　　対価確認　　　　　　支払期限　対価確認　　　　　支払期限

９千万円（支払限度額）

９千万円（支払限度額）

**４．　支払限度額とお支払いいただく保険料**

* 支払限度額につきましては、皆様が結ばれたライセンス契約に基づく予定される対価の額を基準として設定をしていただきます。
* お支払いいただきます保険料につきましては、以下の式に基づいて計算されます。

**保険料＝支払限度額×保険料率**

**（保険料率につきましては、下記の料率をご参照下さい）**

**保険料率及び保険料事例(５年分)**

**（対価確認日から３月以内にﾛｲﾔﾘﾃｨ-を受け取る契約で支払限度額を９千万円で設定した場合）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 国カテゴリー＊ | 非常危険のみカバーする場合保険料率　　　　　　保険料　　　 | 非常及び信用危険をカバーする場合＊＊　保険料率　　　　保険料　　　　　保険料率　　　　　保険料 |
| Ａ |  0.101% 90,900円 |  0.134% 　 120,600円　　　　 0.777% 699,300円 |
| Ｂ |  0.253% 227,700円 |  0.286%　 257,400円　　　　　0.929% 836,100円 |
| Ｃ |  0.380% 342,000円 |  0.413% 　　 371,700円　　 　1.056% 950,400円 |
| Ｄ |  0.506% 455,400円 |  0.539% 485,100円　　　　 1.182% 1,063,800円 |
| Ｅ |  0.633% 569,700円 |  0.666% 599,400円　　　 1.309% 　1,178,100円 |
| Ｆ |  0.759% 683,100円 |  0.792% 712,800円 1.435%　1,291,500円 |
| Ｇ |  1.012% 910,800円 |  1.045% 940,500円　　　　 1.688% 1,519,200円 |
| Ｈ |  1.265% 1,138,500円 |  1.298% 1,168,200円　　　　 1.941%　　1,746,900円 |

　（非常及び信用危険をカバーする場合は、信用格付けの良いケースが左側／良くないケースが右側の保険料となります。）

　　＊お客様からいただく保険料は、相手国の国カテゴリー、ユーザンスの長さによって異なります。詳しくは別表をご覧ください。

　　　　　　　　　　＊＊非常及び信用危険をカバーする場合は、ライセンシーの信用格付によって保険料が異なります。

**５．　保険金のお受取り**

お客様が損失の発生をお知りになった場合は、損失の発生から４５日以内かつ保険金

の請求以前に**損失発生通知書**をご提出下さい。（相手方の債務履行遅滞の場合は、決済期限

から４５日以内に**危険発生通知書**をご提出下さい。）

* 保険金の請求期間は、**決済期限から９月以内**です。
* お支払いする保険金は、損失額に保険契約の締結時に定めた保険金額の保険価額に対する

割合を乗じて算出します。（但し、保険金のお支払いは支払限度額を上限とします。）

**保険金　＝　損失額　×　９０％**

**６．　ご契約の内容変更**

保険契約締結後、ライセンス契約等に以下の様な重大な変更を加えられたときは、当該変更の

日から１月以内、かつ保険期間内にその旨を日本貿易保険にお知らせ下さい。（お知らせが無い

場合は、保険契約が失効することもございますのでご注意下さい。）

1. 技術等の提供の種類変更
2. 技術等の提供の開始時点
3. 技術等の提供先国、支払国、保証国、相手方又は支払人の変更
4. 対価の決済条件の変更
5. 支払保証等の変更

**７．　申込み手続き**

①ﾗｲｾﾝｽ契約締結

**既存のﾗｲｾﾝｽ契約でも保険のお申込みは可能です。**

ライセンス契約の内容についてお知らせ下さい。

日本貿易保険と知的財産保険等特約を付して保険契約を締結します。

保険の内容について確認をしていただきます。

支払期限までに日本貿易保険が指定する口座にご入金ください。

②保険相談

③保険申込

④保険契約内容のご確認

⑤保険料請求書・保険料計算書・保険証券の発行

⑥保険料支払

**お申込みの前にお読み下さい**

知的財産保険は、ご相談時にバイヤー企業等の審査が必要となり、その状況等により審査に時間を要する場合もございますので、早めにお申込み窓口にご相談ください。

　**ご契約にあたっての注意事項**

* 保険契約締結後の保険金支払限度額の変更、ご解約は出来ませんのでご注意ください。

・損失を受けるおそれがあったり、実際に損失が発生してしまったときは、速やかにご連絡ください。

 （連絡の様式がございます。）

このチラシは、知的財産保険の特徴を説明したものです。詳しくは貿易一般保険約款等をご覧ください。

ご相談・お問い合わせ先

　独立行政法人日本貿易保険

　〒101-8359 東京都千代田区西神田３－８－１

　千代田ﾌｧｰｽﾄﾋﾞﾙ３Ｆ

　商品内容のご照会窓口　平日 9:30～17:00

　営業推進Ｇ　TEL:0120-672-094

　ＵＲＬ: http://nexi.go.jp

 （各種約款・申請書等ダウンロード可能です）

